

浜田地区広域行政組合において浜田市の告示を準用する告示

平成20年6月12日

告示第8号

改正 平成30年3月5日告示第3号

第1条 浜田地区広域行政組合における次に掲げる事項に関する告示は、浜田市の告示を準用する。ただし、制度又は組織の相違により、浜田市の告示を準用することが不合理を生ずる場合は、その取扱いに関して管理者が別に定める。

- (1) 公益通報に関する事項
- (2) パブリックコメント制度に関する事項

第2条 前条の場合において、浜田市の告示中「浜田市」又は「市」とあるのは「浜田地区広域行政組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、平成20年6月13日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。